

令和6年2月20日

茨城県中小企業団体中央会

入札公告

令和6年度 茨城県中小企業団体中央会機関誌「中小企業いばらき」印刷製本等業務の入札を下記のとおり執行する。

記

1. 業務名

令和6年度 茨城県中小企業団体中央会機関誌「中小企業いばらき」印刷製本等業務

2. 業務内容

令和6年度 茨城県中小企業団体中央会機関誌「中小企業いばらき」印刷製本等業務に係る仕様書のとおり

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 入札参加資格

茨城県内に本社又は支店・営業所を有し、印刷業を営む業者であって次の条件をすべて満たす者

- ①直近3年間において、官公庁や団体、企業の機関誌など定期刊行物の印刷業務に携わった経験のあること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ③政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ④茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑤本会機関誌の担当者（営業社員等）を配置できること。
- ⑥原稿受領又は必要に応じて打合せ等のため、本会に来所できること。
- ⑦Eメールでの電子入稿、校正にも対応できること。
- ⑧本会の機関誌専用の封筒（角2、1回当たり約1,000枚）に宛名印刷（データは本会で提供）ができること。
- ⑨入稿、校正、水戸中央郵便局での発送代行（1回当たり約1,000通）、納品において迅速に対応できる社内体制が整っていること。
- ⑩次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。（以下「反社会的勢力」という。）
 - イ 反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる

者

オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑪茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。

⑫無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

⑬会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5. 入札について

(1)入札日時・場所

令和 6 年 3 月 4 日（月） 14 時～（13 時 40 分 受付開始）

茨城県産業会館 中会議室（水戸市桜川 2 丁目 2 番 3 5 号）

(2)入札時の必要書類

①入札書（様式 1） 2 部

- ・社印を押印して金額を記載したもの 1 部
 - ・社印を押印して金額を記載していないもの 1 部（1 回目の入札で予定価格を下回る業者がいなかった場合、また、最低制限価格を上回る業者がいなかった場合に使用する）
- ※金額を記載した入札書は封緘して持参すること。「6. 入札書封筒の提出方法」を参照。

②誓約書（様式 2）

③身分を証明するもの

代表取締役の場合は「名刺」、その他の役職者の場合は「委任状」と、身分を証明するもの（社員証または運転免許証等）

④法人登記簿謄本の原本（履歴事項全部証明書、3 か月以内のもの）

⑤業務実績証明書（様式 3）

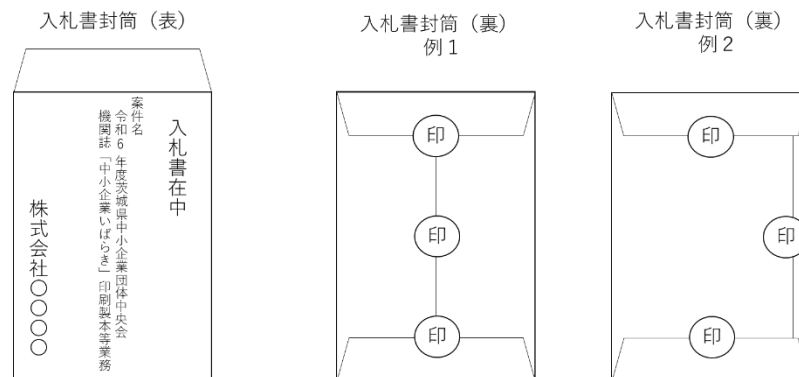
6. 入札書封筒の提出方法

(1)入札書を封筒に入れ封筒を封緘（封の糊付け）し、封筒は封印（押印）して提出すること。封筒に封緘及び封印のないものは無効とする。

(2)印は社印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目 3 か所に押印すること。

封筒の作成例を参考に、使用する封筒に応じて封緘、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。

（封筒の作成例）



※当日、「5. (2)入札時の必要書類」に記載の書類を忘れた場合、入札への参加資格を失う。

※入札の受付は 20 分前から開始する。遅刻は認めない。

※落札者は入札終了後、当会の担当者と詳細打ち合わせを行う。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 虚偽の書類を提出した者がした入札
- (5) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (6) 入札において、記名を欠くとき
- (7) 入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 入札参加資格があると認められた者であっても、入札までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

8. 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会人にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととする。

9. 再度入札

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

10. 担当所属

茨城県中小企業団体中央会 総務課（手束）

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館8階

電話 029-224-8030 FAX029-224-6446

メール soumu@chuoukai-ibaraki.jp